

経 済 産 業 省

20250327イ第24号
令和7年4月9日

計量行政審議会

会長 島村 琢哉 殿

経済産業大臣 武藤 容治

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第2号及び第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

同法第134条第3項の規定による指定の取消し及び同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、別紙のとおりとすることいかん。

諮問の内容

1. 濃度

標準物質（pH標準液以外の標準液）の
値付けの実施

2. 放射線・放射能・中性子

特定標準器の指定の取消し
特定標準器による校正等の実施

1. 濃度

(1) スカンジウム標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
スカンジウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	スカンジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの

(2) イットリウム標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
イットリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	イットリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの

(3) ランタン標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
ランタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ランタン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの

(4) セリウム標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
セリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	セリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの

(5) プラセオジム標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
プラセオジム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	プラセオジム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの

(6) ネオジム標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
ネオジム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ネオジム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの

(7) サマリウム標準液

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
サマリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	サマリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの

2. 放射線・放射能・中性子

(1) 特定標準器の指定の取消し

指定の取消しを行う計量器（法第134条第3項）

グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置であって、国立研究開発法人産業技術研究所が保管するもの（吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって1グレイ以上200グレイ以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が6メガボルト、10メガボルト及び15メガボルトで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう）にかかるものに限る）

(2) 特定標準器による校正等の実施

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する特定標準器であるグラフィートカロリメータによる校正の実施

特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって、1グレイ以上100グレイ以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が4メガボルトで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう）又は1グレイ以上200グレイ以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が6メガボルト及び10メガボルトで加速された電子により生じた光子線（ただし平坦化されていないものに限る）の水吸収線量をいう）を計量するもの